

外為法の報告書についてよく寄せられる質問と回答

:「国際収支項目の内容」関係

2016年3月
日本銀行国際局

目次

- 物品の取引（011～077）
 - （011～077）製品、原材料などの売買、仲介貿易（ファイナンシャルリースの元本を含む）
- サービスの取引（081～481）
 - （081～091）加工・修理
 - （112～114）観光・業務旅行、留学、治療を目的とした渡航時の現地での消費
 - （211～234）物品や人の輸送
 - （311～319）保険
 - （411～462）その他のサービス(1)
 - 通信
 - 建設工事
 - 金融取引
 - ソフトウェア・システム開発
 - 情報
 - 知的財産権・著作権等の使用
 - オペレーショナルリース
 - 広告宣伝
 - （463～468）その他のサービス(2)
 - 法務・会計
 - 研究開発
 - その他の専門的業務
 - （469～481）その他のサービス(3)
 - 文化・教育
 - 映画・音楽・興行
 - 事務所の経費
 - 政府公館等経費 など

- 相殺決済（491）
 - 勘定の貸借記や債権債務相殺に伴う決済尻
- 賃金、収益(511～579)
 - (511)居住者が受払いする賃金
 - (512)支店の収益(外国法人の日本支店、本邦法人の海外支店)
 - (521～563)配当金、利子・利息
 - (564～579)その他の収益(不動産賃貸借料、ファイナンシャルリースの利子、貿易信用利子など)
- 贈与、納税、損害賠償、生活費の送金など（611～615、621～626）
 - (611～612、621～626)贈与、税金、損害賠償
 - 政府間の贈与
 - 国際機関分担・拠出金
 - 納税・罰金
 - 寄付・贈与
 - 損害賠償
 - 出向者の給与 など
 - (615)個人間の送金・贈与、海外勤務者による留守宅の家族への生活費の送金
- 移住、相続、遺贈(616～619)
 - 移住、相続、遺贈に伴う資産の移転など
- 非金融資産の取引（711～723）
 - (711)在外・在日公館用土地の取得・処分
 - (720～723)産業財産権・著作権などの売買
- 親子会社等又は関連企業への対外投資(811～827)
 - (811)支店投資
 - (812～813)株式の取得・処分
 - (814～817、824～825)株式以外の証券の取得・処分
 - (820～823、826～827)貸付・回収
- 証券投資(対外投資に係るもの)(831～852)
 - (831～832)非居住者が本邦で発行した証券の発行代わり金の支払・償還金の受取
 - (843～852)証券の取得・処分に係る取引で、番号812～817、824～825に該当しない場合
- その他投資(対外投資に係るもの)(871～883)
 - 対外投資に係る取引で、番号811～852に該当しない場合
 - 親子会社等・関連企業以外の非居住者への貸付・貸付の回収
 - 非居住者向け貸付債権の売買
 - 海外不動産の取得・処分
 - 預け金

- 保証
 - 組合その他の団体に対する出資 など
- 親子会社等又は関連企業への対内投資(911～927)
 - (911)支店投資
 - (912～913)株式の取得・処分
 - (914～917、924～925) 株式以外の証券の取得・処分
 - (920～923、926～927)借入・返済
- 証券投資(対内投資に係るもの)(931～951)
 - (931～932)居住者が外国で発行した証券の発行代わり金の受取・償還金の支払
 - (943～951) 証券の取得・処分に係る取引で、番号 912～917、924～925 に該当しない場合
- その他投資(対内投資に係るもの)(970～981)
 - 対内投資に係る取引で、番号 911～951 に該当しない場合
 - 親子会社等・関連企業以外の非居住者からの借入・借入の返済
 - 居住者向け貸付債権の売買
 - 本邦不動産の売却・取得
 - 保証
 - 組合その他の団体に対する出資 など
- 金融派生商品(991～996)
- その他(1001～1100)
 - 番号 011～996 に該当しない場合

物品の取引 (011～077)

1. 割賦販売するために、金の地金(金の含有量が100分の90以上のもの)を非居住者から購入しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

金の地金であっても、非居住者に対して行う割賦販売の対象となる商品の購入代金については、041になります。

2. 英国からシルバー・ジュエリーを輸入し、その代金を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

宝飾品であっても、含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1未満のものは、貨物として取扱われ、貴金属に該当しません。質問のケースは貨物の輸入代金となり、支払又は支払の受領に関する報告書による報告は不要となります。

3. 海外で使用するオペレーショナルリース用の航空機を購入し、その購入代金を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

輸入に該当しないことから、062 になります。

4. 海外の企業や日本国内の企業から物を仕入れて転売をする仲介貿易ビジネスをしています。適切な国際収支項目番号を教えてください。

売買契約の相手方(商流)と貨物の動き(物流)によって、以下の通りとなります(前提として居住者間取引は国内決済とします)。

<ケース 1>

商流: 海外の企業(非居住者)から仕入れ、他の海外の企業(非居住者)に転売します。

物流: 貨物はある国・地域から他の国・地域へ移動します(三国間貿易)。

報告: 仕入れ(支払)の際も、転売(支払の受領)の際も 071 になります。

<ケース 2>

商流: 海外の企業(非居住者)から仕入れ、他の海外の企業(非居住者)に転売します。

物流: 貨物はある国・地域の中に留まります(現地転売)。

報告: 仕入れ(支払)の際も、転売(支払の受領)の際も 061 になります。

<ケース 3>

商流: 海外の企業(非居住者)から仕入れ、日本国内の企業(居住者)に転売します。

物流: 貨物は日本に輸入されません(この際、貨物が外国相互間を移動するかどうかは問いません)。

報告: 仕入れ(支払)の際は 062、転売(支払の受領)の際は居住者間取引(国内決済)であることから報告不要です。

<ケース 4>

商流: 日本国内の企業(居住者)から仕入れ、海外の企業(非居住者)に転売します。

物流: 貨物は日本から輸出されません(この際、貨物が外国相互間を移動するかどうかは問いません)。

報告: 仕入れ(支払)の際は居住者間取引(国内決済)であることから報告不要、転売(支払の受領)の際は 062 になります。

5. 仲介貿易ビジネスに関連する国際収支項目番号(061、062、071)について詳しく教えてください。

基本的に、貨物を仕入れた時(支払)とその貨物を転売した時(支払の受領)の国際収支項目番号は同じになります。貨物を仕入れた時に 071 で報告をした場合は、その貨物を転売した時の報

告も 071 になります。061 も同じです。ただし、062 については、転売先(仕入先)が居住者の場合は「支払又は支払の受領に関する報告書」の報告が不要となる場合があり、必ずしも支払と支払の受領に関する報告の双方が必要であるとは限りません。

また、売先未定で購入した貨物の転売先が非居住者に決まった場合も、当該転売先からの受取は 062 でご報告ください(例え、結果として三国間貿易になったとしても、支払時点で 062 と報告した貨物を転売し代金を受領した際は 062 でご報告ください)。

6. 製品を輸出しましたが、不良品であったために商品が返品されたため、当方ではその代金を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

不良品を日本に再輸入するのであれば、輸入代金となりますので支払又は支払の受領に関する報告書による報告は不要となります。なお、商品を現地に留め置いたまま先方に廃棄処分を依頼するのであれば、①不良品の買取費用 062 と処分費用 468 に分けて報告、もしくは②違約金(クレーム解決のための費用) 626 として一括で報告、のどちらかのうち、より実態に近い方法でご報告ください。

7. 輸出した商品に対し一定期間無償でアフターサービス(修理、点検等)を実施しています。これに要した費用を海外販売代理店に支払います。適切な国際収支項目番号を教えてください。

091 になります。

8. 代金前払いで製品を輸入しましたが、一部売れ残ったために返品したところ、海外の製造元から、売れ残り分について返金を受けました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

売れ残りを返品(再輸出)する場合は、輸出代金となりますので、報告は不要となります。

9. 販売リベートの受払について適切な国際収支項目番号を教えてください。

販売リベートとは、「製造業者と販売業者との間で事前にその売上についてある一定の条件を定め、その売上条件を販売業者が満たした場合に製造業者から支払われる割戻し金」であり、販売代金の値引き金的意味合いが強いことから価格の調整金とみなします。貨物の輸出に関する価格の調整金は 074、貨物の輸入に関する価格の調整金は 075、仲介貿易及び現地転売に関する価格の調整金は 076、その他貨物の売買代金に関する価格の調整金は 062 になります。

10. 自社の家電製品の部品を海外の子会社に発注しています。製造に必要となる金型を第三国のメーカーに発注し、この代金を送金しました。なお、金型はメーカーから子会社に直接、納入し、無償で貸与します。適切な国際収支項目番号を教えてください。

062 になります。

サービスの取引（081～481）

1. ベトナムで原材料を調達し、中国の現地法人に対して、加工を委託しています。この加工契約に基づく加工賃や原材料の購入代金を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

ベトナムで購入した原材料を中国で加工し、製品化したうえで、わが国に輸入するのであれば輸入代金となりますので、支払又は支払の受領に関する報告書による報告は不要となります。一方、中国現地を含む外国で製品を売却する場合は、現地加工の代金は 082 となります。なお、原材料の購入代金の支払及び製品の売却代金の受取は、ともに 062 になります。

2. 日本から原材料を中国の加工業者に送り、中国で製品化したうえで、日本に輸入します。中国への加工賃の支払について、適切な国際収支項目番号を教えてください。また、製品を日本に輸入せず、海外企業に売却する場合の国際収支項目番号を教えてください。

081 になります。海外に売却する場合の加工賃の支払は 082 になります。なお、海外からの製品の売却代金の受領は、輸出代金のため支払又は支払の受領に関する報告書による報告は不要となります。

3. 海外で高額医療を受けることとなり手術代、入院費等を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

渡航中に現地で受けたサービスですので、114 になります。

4. 海外で開催される国際会議への参加費を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

114 になります。

5. 海外のビジネスパートナーと日本のホテルで会議を行いました。このビジネスパートナーからホテルの会場代金、宿泊費、レセプション費等負担部分の送金を受けました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

会議等への参加費等ですので、114 になります。

6. 留学に伴う授業料や滞在費を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

留学期間が1年を超える場合は113、1年以内であれば114になります。

7. 社員が海外へ出張した際の、現地滞在費等を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

114 になります。

8. クレジットカード会社です。会員が利用した国際クレジットカードの決済代金を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

112 になります。

9. 輸送に関する国際収支項目番号は、運航事業収支報告書及び国際航空輸送事業収支報告書(報告省令第26条又は第27条の規定に基づく報告書)提出者とそれ以外のもの、使用する番号が異なりますか。

そのとおりです。以下に運航事業収支報告書及び国際航空輸送事業収支報告書(この項目内では、「事業収支報告書」という)の提出者とそれ以外の報告者が使用する国際収支項目番号の対比を示します。

<取引の内容>	<事業収支報告書の提出者>	<左記以外>
海上貨物運賃	211	221
航空貨物運賃	212	222
海上旅客運賃	213	223
航空旅客運賃	214	224
船用油等港湾調達財貨の売買代金	215	227
用船料	216	228、229
用機料	217	230、231
海上輸送経費	218	232
航空輸送経費	219	233

10. ハワイの島々をめぐるため、現地航空会社の国内線を使用しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

外国国内の移動費用ですので、114 になります。

11. 海外旅行代金のうち、現地でクルーズ代金を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

外国国内のクルーズは114になります。世界一周などの外洋クルーズは国際海上旅客運賃となり、運航事業収支報告書の提出者は213、それ以外の報告者は223になります。

12. 滞船料又は早出料を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

予め港での停泊期間を定めて、この期間内に荷役を完了させたかどうかによって、滞船料(期間超過時)又は早出料(期限前終了時)を受払いすることがあります。これは、海上貨物運賃の一部とみなすため、運航事業収支報告書の提出者は211、それ以外の報告者は221になります。

13. 航空機(船舶)の修繕費を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

091 になります(なお、国際航空輸送事業収支報告書での報告対象である航空機の修繕費は219、運航事業収支報告書での報告対象である船舶の修繕費は218になります)。

14. 海上輸送及び航空輸送以外の貨物運賃(国際収支項目番号225)、海上輸送及び航空輸送以外の旅客運賃(国際収支項目番号226)は、何を指しますか。

具体的には、陸上、パイプラインによる貨物・旅客輸送等が挙げられます。それぞれ、貨物運賃は225、旅客運賃は226でご報告ください。

15. 米国国内での陸上輸送と、米国からカナダへの陸上輸送に伴う貨物運賃を支払いました。それぞれについて、適切な国際収支項目番号を教えてください。

いずれの場合も、225 になります。

16. 在日米軍の依頼で日本国内から国内米軍基地内へ物資を運び、貨物運賃(陸上輸送費)を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

米軍基地は国内であっても外国として扱うため、この輸送は米国－日本間の陸上輸送となります。225 を使用してください。

17. 船舶の売船手数料を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

077 になります。

18. 用船キャンセル料を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

用船キャンセル料は違約金として 626 になります。

19. 本邦で単身就労していた外国人が死亡し、雇用主(居住者)に保険金が支払われました。雇用主はその保険金を外国人の遺族に弔慰金として送金しました。遺族に送金した分について適切な国際収支項目番号を教えてください。

保険金が原資であるかどうかにかかわらず、弔慰金は 626 になります。

20. 在日米軍基地から建設工事代金を受取る場合は、支払又は支払の受領に関する報告書の提出は必要ですか。必要ならば、適切な国際収支項目番号を教えてください。

在日米軍は非居住者であることから、本邦内での送金であっても支払又は支払の受領に関する報告書の提出が必要です。この場合は 421 になります。

21. 海外現地法人の借入の保証を行い、保証料を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

431 になります。

22. 海外の映像制作会社にニュース用の映像の製作を依頼しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

442 になります。ただし、報道用以外の娯楽的な映像、音楽の場合は 472 になります。

23. 海外企業からコンピュータシステム構築のためのコンサルティングを受け、その代金を支払います。適切な国際収支項目番号を教えてください。

コンピュータシステムのコンサルティング料は 441 になります。

24. 海外で開催される見本市に新製品を出品するため、その費用(出品料)を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

製品の見本市のように、製品の販売促進や宣伝が目的の場合、462 になります。なお、芸術作品等文化的な展示の場合は、471 になります。

25. 海外の親会社から新製品の研究開発に関する業務委託費を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

業務委託契約の内容に応じた国際収支項目番号を選択してください。ソフトウェア開発委託であれば 441、それ以外の開発委託であれば 464 になります。

26. 海外企業から仲介手数料を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

具体的な仲介内容に応じた国際収支項目番号を選択してください。例えば、貨物の売買に関するものは 077、金融取引に関するものは 431、その他のサービスに関するものは 468 になります。

27. 海外事務所(駐在員事務所等)に経費を送金します。適切な国際収支項目番号を教えてください。

経費の種類により国際収支項目番号が異なります。主なものとしては、469(事務所の経常的経費)があります。なお、子会社又は関連会社に出向した社員の給与を出向元が負担する場合は 626、海外支店の拡張資金等、固定資産などの増加を伴う場合は 811 で報告してください。また、建設工事における現地事務所での経常的経費は 421 になります。

28. 映画の著作権使用料を送金します。適切な国際収支項目番号を教えてください。

映画館等での上映・放映権料や、複製・頒布するための著作権使用料は 452 になります。なお、使用料ではなく、映画の著作権自体を買い取る場合は、722 になります。

相殺決済 (491)

1. 債権債務を相殺し差額を送金する場合、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」の国際収支項目番号は「491」とすれば良いですか。

債権債務を相殺したときは、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1 又は第 2)と「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 3 又は第 4)の 2 種類の報告書が必要となります。この場合、支払又は支払の受領に関する報告書の記入方法には、次の 2 つの方法があり、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 3 又は第 4)に 491 と記入するのは、(1)の方法で

報告した場合に限ります。なお、(2)の方法で報告した場合は原取引に該当する国際収支項目番号を記入します。

(設例) 債権総額 10 億円、一方債務総額 7 億円で、差額の 3 億円は外為送金により受領した。

- (1) 「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1 又は第 2)の「支払及び支払の受領」に債権と債務の総額、すなわち支払 7 億円、支払の受領 10 億円と記入(国際収支項目番号は各々の原取引内容で報告すること)。この場合、差額の 3 億円(支払の受領)は「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第 3 又は第 4)で、491 として報告してください。
- (2) 「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第 1 又は第 2)の「支払及び支払の受領」に債権と債務を同額、すなわち支払 7 億円、支払の受領 7 億円と記入(国際収支項目番号は各々の原取引内容で報告すること)。この場合、差額の 3 億円(支払の受領)の国際収支項目番号は、(1)のケースとは異なり 3 億円(支払の受領)に相当する原取引内容で報告してください。換言すれば、支払の受領である総額 10 億円の取引内容は 2 種類の支払又は支払の受領に関する報告書を合せれば把握できるようにしてください。

賃金、収益(511～579)

1. 国際収支項目番号 511(給料、賃金)の具体例を教えてください。

日本国籍(外国籍)の船舶・航空機で働いている外国人(日本人)乗務員等の給料、居住者が直接雇用する非居住者(非常勤役員等)の報酬等が該当します。なお、出向者の勤務先が、勤務している社員に代わって本国家族に送金する資金を出向元企業にまとめて送金することに伴う受払は 615、出向者の給与を出向元の企業が負担することに伴う受払は 626 で報告してください。

2. 海外支店の収益が好調なため、収益金の送金を受けました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

512 になります。

3. 海外から配当金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

議決権を 10%以上所有している外国企業からの配当金は 521、議決権が 10%未満の外国企業からの配当金は 529 になります。なお、配当金に係る税金を源泉徴収された場合の報告については、贈与、納税、損害賠償、生活費の送金など (611~615、621~626)の項番 4 をご参照ください。

4. 清算配当金の受払を行いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

居住者又は非居住者の一方に対して議決権を 10%以上所有している場合は 812 又は 912、議決権が 10%未満の場合は 843 又は 943 になります。優先出資については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権があるものは 843 又は 943、当該分配請求権がないものは 844 又は 944 になります。521、529 ではありませんのでご注意ください。

5. 外国にある子会社から貸付に係る利息を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

親会社と子会社の双方が金融会社である場合は 532 になります。親会社と子会社の双方又はいずれか一方が金融会社でない場合は 531 になります。

6. 外国にある親会社が保有する当社発行の債券の利子を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

親会社と子会社の双方が金融会社である場合は 542 になります。親会社と子会社の双方又はいずれか一方が金融会社でない場合は 541 になります。

7. 本邦からの輸出に関して、商品代金を当初商品到着後 45 日後に受取る契約を締結しましたが、相手先の要請で 60 日後に変更しました。この期日延長に係る受取金利について、適切な国際収支項目番号を教えてください。

再契約の有無にかかわらず、564 になります。

8. 法人格のないパートナーシップへ出資する場合やその後受取った収益分配金について、適切な国際収支項目番号を教えてください。

法人格のないパートナーシップに対し、出資者が業務執行に関与できる権限(以下、この設問において「権限」と称します)を有するか、また、権限の割合によって国際収支項目番号は以下のようになります。

(権限を有している場合でその割合が 10%以上の場合)

出資金:812

収益分配金:521

(権限を有していない、または権限を有している場合でその割合が 10%未満の場合)

出資金:878

収益分配金:573

9. ファイナンスリース料の受払について、適切な国際収支項目番号を教えてください。

ファイナンスリース料は、元本部分と利子部分の番号が異なります。元本部分は 052、利子部分は 567 になります。

10. 海外子会社の業績が芳しくなく、赤字決算の補填資金を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

568 になります。

贈与、納税、損害賠償、生活費の送金など (611～615、621～626)

1. 某国が ODA の無償資金を使って、援助作業を行うにあたり、当社が受注しました。国際収支項目番号は 611 になりますか。

611 ではありません。ODA の無償資金であっても、それを使って建設をしたり、援助サービスを行ったりした場合は、611 ではなく各取引に応じた国際収支項目番号により報告してください。たとえば、海外で建設を行った場合は 421 になります。

2. 外国政府から税の還付金を受領しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

付加価値税(消費税、物品税等)や天然資源に係る税は 623、相続税又は贈与税は 618、所得税やその他諸税は 624 になります。

3. 日本政府への納税金を、外国企業から受領しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

居住者、非居住者のどちらに納税義務があるかによって番号は違ってきます。(a)外国企業(非居住者)に納税義務がある場合は、非居住者からの税の受取になり、消費税は 621、所得税、法人税、地方税は 622 になります。(b)外国企業から日本へ来ている出向者(居住者)に納税義務があり、それを出向元の外国企業(非居住者)が負担する場合は、出向者給与の一部としてみなしますので、626 になります。

4. 居住者が外国企業から取得した所得(利子・配当金、ロイヤリティの使用料等)に係る税金を源泉徴収された場合はどのように報告すべきですか。

ネット報告方式により報告してください。例えば、所得の総額が100(受取)で、源泉徴収税額が5(支払)である場合、納税額(支払)と納税相当額の所得(受取)について、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第1又は第2)を提出してください。また、所得の手取額分95(受取)については、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第3又は第4)で報告してください。その際、納税分については624、所得分については所得の内容に応じた国際収支項目番号をご記入ください。

5. 損害賠償金を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

626 になります。

6. 外国企業と締結した販売代理店契約を当方の都合で破棄したため、違約金を払います。適切な国際収支項目番号を教えてください。

この違約金の支払は契約を破棄したことによるペナルティーであり、損害賠償に伴う贈与金となりますので626になります。

7. 海外の関連会社や営業所に派遣した出向社員の給与を出向元で負担することとなったので送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

626 になります。

8. プロ野球の外国人選手(居住者)が本国の家族に生活費を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

615 になります。

9. 残留家族へ生活費を送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

615 になります。なお、この場合の「取引の相手方」は残留家族となります。

10. 日本企業の海外関連会社や支店(いずれも「非居住者」)から、勤務している社員(非居住者)に代わって日本国内の家族(居住者)に送金する資金を、受け取りました(その後各家族に分割して送金されます)。適切な国際収支項目番号を教えてください。

615 になります。

11. 本邦にある外国企業の日本支店や事務所(いずれも「居住者」)が、勤務している外国人社員(居住者)に代わって、海外の家族(非居住者)に送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

615 になります。

移住、相続、遺贈 (616～619)

1. 日本から米国に移住するために、資産を処分して米国の銀行に開設した自己名義の口座に送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

616 になります。なお、この場合の「取引の相手方」は報告者本人となり、「所在国又は地域」は移住先の国又は地域となります。

2. 海外にある自己名義の預金口座から資金を日本へ回収しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

資金の回収は次の2つに区分されます。

(1) 海外から本邦へ移住している場合：616(616は転勤や移住等、本人の居住性が変更するのに伴って資産を海外から日本へ移管する場合は該当します)。

なお、この場合の「取引の相手方」は報告者本人となり、「所在国又は地域」は本邦へ移住する前に居住していた国又は地域となります。

(2) 本人が日本に居住したままで行った海外預金の回収：875

なお、この場合の「取引の相手方」は口座名義人ではなく海外預金口座を開設した外国の金融機関(=預金契約の相手)となり、「所在国又は地域」は金融機関の所在する国又は地域となります。口座名義人の所在国又は地域である「日本」ではありませんので注意してください。

親子会社等又は関連企業への対外投資（811～827）

1. 外国企業の株式を取得（譲渡）しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

本邦企業の外国企業に対する議決権が、株式取得後に 10%以上となる場合又は議決権 10%以上を所有していた外国企業の株式を譲渡する場合は 812、取得後又は譲渡前の議決権が 10%未満の場合は 843 になります。ただし、取得後又は譲渡前の議決権が 10%未満の場合の優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権があるものは 843、当該分配請求権がないものは 844 になります。

また、本邦企業が子会社であり、外国親会社の株式を取得（取得後の議決権が 10%未満）又は譲渡（譲渡前の議決権が 10%未満）する場合は 813 になります。

なお、いずれの場合も、「取引の相手方」は送金先ではなく、証券の発行体の名称を記入してください。

2. 業績不振の外国子会社の株式をすべて現地の企業に売却し、売却代金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

812 になります。

3. 外国にある親会社の株式を一部取得しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

取得後の議決権が 10%以上の場合は 812、10%未満の場合は 813 になります。

4. 本邦企業が外国にある子会社の株式を第三者の外国企業（非居住者）に譲渡し、対価を当該外国企業の株式で受領しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

本邦企業の外国にある子会社に対する議決権が、譲渡前に 10%以上であれば 812、10%未満であれば 843 になります。また、本邦企業の外国企業に対する議決権が、取得後に 10%以上であれば 812、10%未満であれば 843 になります。ただし、譲渡前（取得後）の議決権が 10%未満の場合の優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権があるものは 843、当該分配請求権がないものは 844 になります。

この場合、外国子会社の株式譲渡及び外国企業の株式取得のそれぞれについて「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）」（別紙様式第 1 又は第 2）の提出が必要になります。なお、「取引の相手方」は、証券の発行体である外国

子会社または外国企業の名称をそれぞれ記入してください。譲渡する証券については、金額は受領の欄に記載、取得する証券については、金額は支払の欄に記載してください。

5. 外国にある子会社が設備資金を調達するために発行した普通社債を引受け、発行代わり金を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

親会社と子会社の双方が金融会社である場合は 814、親会社と子会社の双方又はいずれか一方が金融会社でない場合は 815 になります。

6. 貸付金の国際収支項目について詳しく教えてください。

貸付については、報告者と貸付先との関係性によって以下のように分類されます。

	国際収支項目番号	
	金融会社間	金融会社間以外
(1) 本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による 対外投資に係る外国関連企業への貸付(中長期)	826	820
(2) " (短期)	827	820
(3) 本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による 対内投資に係る外国関連企業への貸付(中長期)	826	823
(4) " (短期)	827	823
		金融会社間に関わらず
上記(1)～(4)以外の居住者による非居住者への貸付 (中長期)		871
" (短期)		872

7. 当社は米国企業に議決権を 100%所有されている子会社ですが、親会社の要請で、英国の会社(親会社に議決権を 100%所有されている子会社)に長期貸付を行いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

報告者が当該英国企業へ貸付ける場合は、対内投資に係る外国関連企業への貸付となります。よって 823 になります。なお、親会社と子会社の双方が金融会社の場合は、826 になります。

その他投資(対外投資に係るもの)(871～883)

1. 非居住者に対する貸付債権を海外の投資家に売却し、代金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

873 になります。なお、居住者に対する貸付債権を売却した場合は 973 になります。

2. ハワイに所有していたリゾート用マンションを売却し、処分代金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

874 になります。

3. 外貨預金で資金の運用を図るため、外国の金融機関に開設した預金口座に送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

875 になります。この場合の「取引の相手方」は口座名義人ではなく海外預金口座を開設した外国の金融機関(＝預金契約の相手)となり、「所在国又は地域」は金融機関の所在する国又は地域となります。口座名義人の所在国又は地域である「日本」ではありませんので注意してください。

また、月末時点の海外預金残高が1口座あたり1億円相当額を超える場合は、別途「海外預金の残高に関する報告書」(報告省令別紙様式第54)の提出が必要です。

親子会社等又は関連企業への対内投資 (911～927)

1. 外国法人の本邦内支店を閉鎖し、回収資金を本国に送金しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

911 になります。

2. 本邦企業の株式を取得(譲渡)しました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

外国企業の本邦企業に対する議決権が、株式取得後に10%以上となる場合又は外国企業が議決権10%以上を所有していた本邦企業の株式を譲渡する場合は912、取得後又は譲渡前の議決権が10%未満の場合は943になります。ただし、取得後又は譲渡前の議決権が10%未満の場合の優先株又は優先出資証券については、予め定めた金額を超える残余財産に対する分配請求権があるものは943、当該分配請求権がないものは944になります。

また、外国企業が子会社であり、本邦親会社の株式を取得(取得後の議決権が10%未満)又は譲渡(譲渡前の議決権が10%未満)する場合は913になります。

3. 外国企業の本邦子会社を買収(株式の譲受け)し、譲受代金を支払いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

外国企業が本邦子会社の議決権を10%以上所有していた場合には912になります。なお、この場合は報告者の業種番号に代えて本邦子会社(発行体)の業種番号を記入してください(その場合は、発行体の名称も記入してください)。

4. 本邦親会社が、外国子会社から自社(本邦親会社)株式の取得代金の払い込みを受けました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

取得後の議決権が10%以上の場合は912、10%未満の場合は913になります。

5. 借入金の国際収支項目について詳しく教えてください。

借入については、報告者と借入先との関係性によって以下のように分類されます。

	国際収支項目番号	
	金融会社間	金融会社間以外
(1)本邦子会社等による外国親会社等又は本邦関連企業による対内投資に係る外国関連企業からの借入(中長期)	926	920
(2) " (短期)	927	920
(3)本邦親会社等による外国子会社等又は本邦関連企業による対外投資に係る外国関連企業からの借入(中長期)	926	923
(4) " (短期)	927	923
	金融会社間に関わらず	
(5)非居住者(邦銀海外店)からの借入 (中長期・短期)		970
上記(1)～(5)以外の居住者による非居住者からの借入 (中長期)		971
" (短期)		972

6. 外国本店から短期の資金の融通を受けました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

外国本店及び本邦支店が金融会社の場合は927、外国本店及び本邦支店が金融会社以外の場合は920になります。

7. 当社は米国企業に議決権を100%所有されている子会社です。同様に親会社に議決権を100%所有されている子会社である英国の会社から長期借入を行いました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

報告者が当該英国企業から借入れる場合は、対内投資に係る外国関連企業からの借入となり、920になります。なお、親会社と子会社の双方が金融会社の場合は、926になります。

証券投資(対内投資に係るもの)(931～951)

1. 海外で外債を発行し、発行代わり金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

中長期証券は931(原契約期間が1年超)、短期証券は932(原契約期間が1年以内)となります。

その他投資(対内投資に係るもの)(970～981)

1. 居住者に対する貸付債権を海外の投資家に売却し、代金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

973 になります。なお、非居住者に対する貸付債権を売却した場合は 873 になります。

2. 米国の不動産会社に日本にある賃貸ビル一棟を売却し、その代金を受取りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

974 になります。

3. 国内での不動産投資を目的に、法人格のない匿名組合への出資を受入れました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

977 になります。974 ではありませんのでご注意ください。

4. 外国の関連企業から資金を預りました。適切な国際収支項目番号を教えてください。

預った資金を支払う相手(債権者)により、国際収支項目が異なります。

・預った資金を、いずれは外国の関連企業(=資金の持主)に返戻する場合:980(預かる期間が1年を超える場合)または981(1年以内の場合)

この場合、国際収支項目番号欄に「預り金」と記入してください。

・外国の関連企業が他の居住者に支払う資金を預る場合:1002

この場合、上記の他の居住者は、非居住者との取引について、別途「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」(別紙様式第1又は第2)を該当取引に該当する国際収支項目番号で提出する必要があります。

・外国の関連企業が他の非居住者に支払う資金を預る場合:1100

この場合、国際収支項目番号欄に「非居住者間取引に係る預り金」と記入してください。

金融派生商品 (991～996)

1. クーポンスワップの受払に係る国際収支項目番号を教えてください。

クーポンスワップにおける金利の受払は 995 になります。

2. スワップションの受払に係る国際収支項目番号を教えてください。

スワップション取組み時のプレミアムの受払は 992 になります。スワップ開始後の金利の受払は、995 になります。

3. 外国為替保証金取引に係る国際収支項目番号を教えてください。

外国為替保証金取引における反対売買の差損益金は 991 になります。また、証拠金の受払は、880(保証金及び担保金<居住者側の資産に計上されるもの>)又は 979(保証金及び担保金<居住者側の負債に計上されるもの>)になります。